

参考資料

令和2年第2回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

堺市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 63 号 堺市市税条例等の一部を改正する条例	1
議案第 64 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例	25
議案第 65 号 堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例	27
議案第 66 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	29
議案第 67 号 堺市立青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例	31
議案第 68 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	33
報告第 5 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	39

<議案第63号 堺市市税条例等の一部を改正する条例>

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表 ※第1条による改正

現行	改正後（案）
<p>(所得控除)</p> <p>第13条 前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、法第314条の2の規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦（寡夫）控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。</p> <p>(市民税の申告等)</p> <p>第18条 第8条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第13条 前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、法第314条の2の規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦控除額</u>、<u>ひとり親控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。</p> <p>(市民税の申告等)</p> <p>第18条 第8条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額</p>

(政令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第17条第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第8条の2に規定する者については、この限りでない。

2~7 (略)

(市民税の減免)

第29条 (略)

(1)~(4) (略)

(5) 賦課期日現在において、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が法第295条第1項第2号に規定する金額に100,000円を加算した金額以下の者 5割減

(6)~(10) (略)

2~4 (略)

(固定資産税の納稅義務者等)

(政令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第17条第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第8条の2に規定する者については、この限りでない。

2~7 (略)

(市民税の減免)

第29条 (略)

(1)~(4) (略)

(5) 賦課期日現在において、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が法第295条第1項第2号に規定する金額に100,000円を加算した金額以下の者 5割減

(6)~(10) (略)

2~4 (略)

(固定資産税の納稅義務者等)

第31条 固定資産税は、区内に所在する固定資産（土地、家屋及び償却資産を総称する。以下同様とする。）に対し、その所有者（質権又は100年より長い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。この場合において、法第343条第4項から第9項までに該当する場合においては、それぞれ当該各項において所有者とみなして固定資産税を課すことができるとされている者又は所有者とみなすことができるとされている者に課する。

※ 新設

2 固定資産を有料で借り受けた者が、これを法第348条第2項に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に対し固定資産税を課する。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第33条 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）
第1条の規定による改正後の地方税法（以下「平成31年新法」という。）第349条の3第28項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 平成31年新法第349条の3第29項に規定する居宅訪問型保育

第31条 固定資産税は、区内に所在する固定資産（土地、家屋及び償却資産を総称する。以下同様とする。）に対し、その所有者（質権又は100年より長い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。この場合において、法第343条第4項から第10項までに該当する場合においては、それぞれ当該各項において所有者とみなして固定資産税を課すことができるとされている者又は所有者とみなすことができるとされている者に課することができる。

2 前項後段の場合（法第343条第4項又は第5項に該当する場合に限る。）において、市長は、固定資産課税台帳に登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

3 固定資産を有料で借り受けた者が、これを法第348条第2項に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に対し固定資産税を課する。

（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）

第33条 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）
第1条の規定による改正後の地方税法（以下「令和2年新法」という。）第349条の3第27項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和2年新法第349条の3第28項に規定する居宅訪問型保育事

事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 平成31年新法第349条の3第30項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

(固定資産税の減免)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち必要があると認めるものについては、当該各号に定めるところにより、固定資産税を減免する。ただし、第1号、第2号、第4号から第7号まで、第12号の2、第17号から第20号まで、第24号、第25号及び第27号に規定する減免にあってはこれらの規定に該当する事由が生じ、又は所有する固定資産がこれらの規定に該当することとなった日前に納期限が経過している固定資産税について、第8号から第12号まで、第13号から第16号まで、第21号から第23号まで及び第26号に規定する減免にあってはこれらの規定に該当する固定資産となった日の属する年度分及び当該固定資産となった日以後最初に到来する賦課期日の属する年度分の固定資産税については、減免しない。

(1)～(27) 略

2～5 略

附 則

事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 令和2年新法第349条の3第29項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

(固定資産税の減免)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち必要があると認めるものについては、当該各号に定めるところにより、固定資産税を減免する。ただし、第1号、第2号、第4号から第7号まで、第12号の2、第17号から第20号まで、第24号、第25号及び第27号に規定する減免にあってはこれらの規定に該当する事由が生じ、又は所有する固定資産（第31条第1項の規定により所有者とみなされて固定資産税が課されるものを含む。以下この条において同じ。）がこれらの規定に該当することとなった日前に納期限が経過している固定資産税について、第8号から第12号まで、第13号から第16号まで、第21号から第23号まで及び第26号に規定する減免にあってはこれらの規定に該当する固定資産となった日の属する年度分及び当該固定資産となった日以後最初に到来する賦課期日の属する年度分の固定資産税については、減免しない。

(1)～(27) 略

2～5 略

附 則

第1条～第3条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された平成31年新法附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された平成31年新法附則第15条第2項第2号に規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された平成31年新法附則第15条第2項第6号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第25条に規定する認定事業により新たに取得された平成31年新法附則第15条第19項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された平成31年新法附則第15条第33項第1号イからニまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

第1条～第3条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和2年新法附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

※ 削除

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和2年新法附則第15条第2項第5号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

3 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第25条に規定する認定事業により新たに取得された令和2年新法附則第15条第19項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。

4 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和2年新法附則第15条第30項第1号イからニまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された平成31年新法附則第15条第33項第2号イ又はハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 7 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された平成31年新法附則第15条第33項第3号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された平成31年新法附則第15条第38項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に平成31年新法附則第15条第44項の総務省令で定める政府の補助を受けた者が同項に規定する政令で定める特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 10 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの間に設置された平成31年新法附則第15条第45項の政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和2年4月1日までの間に取得された令和2年新法附則第15条第30項第2号イ又はハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 5 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和2年新法附則第15条第30項第3号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 6 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和2年新法附則第15条第30項第3号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された令和2年新法附則第15条第34項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に令和2年新法附則第15条第38項の総務省令で定める政府の補助を受けた者が同項に規定する政令で定める特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 9 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの間に設置された令和2年新法附則第15条第39項の政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの間に取得された令和3年新法附則第15条第40項の政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

ら令和3年3月31日までの間に取得された平成31年新法附則第15条第47項に規定する政令で定める機械装置等に係る同項の条例で定める割合は、零とする。

※ 新規

第3条の2の2 平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に新築された平成31年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第4条 (略)

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第32条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

※ 新規

ら令和3年3月31日までの間に取得された令和2年新法附則第15条第41項に規定する政令で定める機械装置等に係る同項の条例で定める割合は、零とする。

11 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの間に取得された法附則第62条に規定する政令で定める家屋及び構築物に係る同条の条例で定める割合は、零とする。

第3条の2の2 平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に新築された令和2年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第4条 (略)

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第32条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第22条 第3条の3第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第

3条の3第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表 ※第2条による改正

現行	改正後（案）
<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの間に取得された法附則第62条に規定する政令で定める家屋及び構築物に係る同条の条例で定める割合は、零とする。</p>	<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの間に取得された法附則第64条に規定する政令で定める家屋及び構築物に係る同条の条例で定める割合は、零とする。</p>

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表 ※第3条による改正

現行	改正後（案）
(市民税の納稅義務者等)	(市民税の納稅義務者等)
第8条 (略) 2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、政令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下この節において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第28条第2項及び第3項を除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。	第8条 (略) 2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、政令第47条に規定する収益事業（以下この節において単に「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下この節において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第28条第2項及び第3項を除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。
(法人の均等割の税率)	(法人の均等割の税率)
第11条 (略)	第11条 (略)
法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ (略) オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の 5に規定する資本金等の額をいう。以下この条 及び第16条の2において同じ。）を有する法 人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人 で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法	年額 50,000円
法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ (略) オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の 2に規定する資本金等の額をいう。以下この条 及び第16条の2において同じ。）を有する法 人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人 で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法	年額 50,000円

<p>人を除く。以下この条において同じ。) で資本金等の額が 1,000,000 円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（以下この条において「従業者数の合計数」という。）が 50 人以下のもの</p>	
(2)～(9) (略)	
<p>2 法第 312 条第 3 項第 1 号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第 2 号の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは同項第 3 号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第 4 号の期間（以下この項において「算定期間」という。）内において事務所、事業所又は寮等を有していた法人の均等割の税率は、前項に定める均等割の税率に当該算定期間の月数を乗じて得た額を 12 で除して得た税率とする。この場合における月数は、暦に従って計算するものとし、月数が 1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときはこれを切り捨てる。</p>	<p>人を除く。以下この条において同じ。) で資本金等の額が 1,000,000 円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（以下この条において「従業者数の合計数」という。）が 50 人以下のもの</p>
<p>3 (略) (中小法人等に対する課税の特例) 第 16 条の 2 資本金等の額が 100,000,000 円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を</p>	<p>2 法第 312 条第 3 項第 1 号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号の期間（以下この項において「算定期間」という。）内において事務所、事業所又は寮等を有していた法人の均等割の税率は、前項に定める均等割の税率に当該算定期間の月数を乗じて得た額を 12 で除して得た税率とする。この場合における月数は、暦に従って計算するものとし、月数が 1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときはこれを切り捨てる。</p> <p>3 (略) (中小法人等に対する課税の特例) 第 16 条の 2 資本金等の額が 100,000,000 円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を</p>

除き、第8条第2項の規定によって法人とみなされるものを含む。)で、法人税額又は個別帰属法人税額が年8,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

2 (略)

3 第1項の規定を適用する場合において、市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額は、法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。

4 (略)

5 法人税額又は連結法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年8,000,000円以下」とあるのは、「8,000,000円を12で除して得た額に当該法人税額又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて計算した金額以下」とする。

6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第28条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同

除き、第8条第2項の規定によって法人とみなされるものを含む。)で、法人税額が年8,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

2 (略)

3 第1項の規定を適用する場合において、市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税額は、法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。

4 (略)

5 法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年8,000,000円以下」とあるのは、「8,000,000円を12で除して得た額に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて計算した金額以下」とする。

6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第28条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告

条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人に係る法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織による法人の市民税の申告については、同項から第59項まで及び施行規則に定めるところにより行わなければならない。

3 (略)

納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人に係る法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織による法人の市民税の申告については、同項から第69項まで及び施行規則に定めるところにより行わなければならない。

3 (略)

堺市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第29号）新旧対照表 ※第4条による改正

現行	改正後（案）
(堺市市税条例の一部改正) 第1条 堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。 (略) <u>第29条第1項第5号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者</u> <u>（法第292条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者をい</u> <u>う。）」に改める。</u>	(堺市市税条例の一部改正) 第1条 堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。 (略) (削除)
附 則 (施行期日) 1 (略) (1) (略) (2) <u>第1条中第29条の改正規定 令和3年1月1日</u> (3) (略) <u>（個人の市民税に関する経過措置）</u> 2 <u>前項第2号に掲げる改正規定による改正後の堺市市税条例第29条</u> <u>第5号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用</u> <u>し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u> 3・4 (略)	附 則 (施行期日) 1 (略) (1) (略) (2) 削除 (3) (略) 2 削除 3・4 (略)

堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第40号）新旧対照表 ※附則第8項による改正

現行	改正後（案）
附 則	附 則
1～2 (略)	1～2 (略)
3 (略)	3 (略)
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) 平成30年4月1日から <u>平成31年9月30日</u> まで 1,000本 につき4,000円	(3) 平成30年4月1日から <u>令和元年9月30日</u> まで 1,000本に つき4,000円
4～10 (略)	4～10 (略)
11 平成31年10月1日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品 を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある 場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の 規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日に これらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の 規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販 売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等で ある場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売 業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を 直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の 区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、 これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標	11 令和元年10月1日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を 同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場 合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規 定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこ れらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規 定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販 売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等で ある場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売 業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直 接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区 域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、こ れらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標

標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

12 (略)

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日

標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

12 (略)

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	令和元年10月31日
第6項	平成28年9月30日	令和2年3月31日

堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第8号）新旧対照表 ※附則第9項による改正

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 第16条及び第16条の2の改正規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(法人の市民税に関する経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の堺市市税条例第16条及び第16条の 2第1項の規定は、<u>平成31年10月1日</u>以後に開始する事業年度分の 法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税 について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日 前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例 による。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 第16条及び第16条の2の改正規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(法人の市民税に関する経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の堺市市税条例第16条及び第16条の 2第1項の規定は、<u>令和元年10月1日</u>以後に開始する事業年度分の法 人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税に ついて適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前 に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例に による。</p>

堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第34号）新旧対照表 ※附則第10項による改正

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 第1条中第2章第3節、第101条、附則第18条及び附則第20条から附則第21条の5までの改正規定並びに第2条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(個人の市民税に係る経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新条例第29条の規定は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(軽自動車税に係る経過措置)</p> <p>7 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>平成31年10月1日</u>以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>8 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分まで</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 第1条中第2章第3節、第101条、附則第18条及び附則第20条から附則第21条の5までの改正規定並びに第2条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(個人の市民税に係る経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新条例第29条の規定は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(軽自動車税に係る経過措置)</p> <p>7 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>令和元年10月1日</u>以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>8 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度分</u>までの軽</p>

の軽自動車税については、なお従前の例による。

自動車税については、なお従前の例による。

堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第36号）新旧対照表 ※附則第11項による改正

現行	改正後（案）
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (1)～(3) (略) (4) 第1条中第8条及び第28条の改正規定 <u>平成32年4月1日</u> (5) 第2条中第67条の改正規定 <u>平成32年10月1日</u> (6) 第1条中第8条の2の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）及び第17条の改正規定 <u>平成33年1月1日</u> (7) 第3条の規定 <u>平成33年10月1日</u> (8) (略) (個人の市民税に係る経過措置)</p> <p>2 前項第2号に掲げる改正規定による改正後の第8条の2及び第18条の規定は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1項第6号に掲げる改正規定による改正後の第8条の2及び第17条の規定は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (1)～(3) (略) (4) 第1条中第8条及び第28条の改正規定 <u>令和2年4月1日</u> (5) 第2条中第67条の改正規定 <u>令和2年10月1日</u> (6) 第1条中第8条の2の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）及び第17条の改正規定 <u>令和3年1月1日</u> (7) 第3条の規定 <u>令和3年10月1日</u> (8) (略) (個人の市民税に係る経過措置)</p> <p>2 前項第2号に掲げる改正規定による改正後の第8条の2及び第18条の規定は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1項第6号に掲げる改正規定による改正後の第8条の2及び第17条の規定は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

る。

(法人の市民税に関する経過措置)

4 第1項第4号に掲げる改正規定による改正後の第8条及び第28条の規定は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

5 第1条の規定による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2第1項から第3項まで及び第5項から第7項までの規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年3月31日までの取得分については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

6～9 (略)

10 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本

(法人の市民税に関する経過措置)

4 第1項第4号に掲げる改正規定による改正後の第8条及び第28条の規定は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

5 第1条の規定による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2第1項から第3項まで及び第5項から第7項までの規定は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年3月31日までの取得分については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

6～9 (略)

10 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市

市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

11 (略)

第8項	前項	第10項
	平成30年10月31日	平成32年11月2日
第9項	平成31年4月1日	平成33年3月31日

12 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したもの

の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

11 (略)

第8項	前項	第10項
	平成30年10月31日	令和2年11月2日
第9項	平成31年4月1日	令和3年3月31日

12 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したもの

のとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

13 (略)

第8項	前項	第12項
	平成30年10月31日	平成33年11月1日
第9項	平成31年4月1日	平成34年3月31日

のとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

13 (略)

第8項	前項	第12項
	平成30年10月31日	令和3年11月1日
第9項	平成31年4月1日	令和4年3月31日

<議案第64号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例>

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(保険料率)</p> <p>第10条 第1項 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>29,810円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>29,810円</u>」とあるのは、「<u>47,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>29,810円</u>」とあるのは、「<u>57,630円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第10条 第1項 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,850円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>23,850円</u>」とあるのは、「<u>37,360円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>23,850円</u>」とあるのは、「<u>55,640円</u>」と読み替えるものとする。</p>

<議案65号 堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例>

堺市保健所及び保健センター条例（昭和38年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○堺市保健所及び保健センター条例 昭和38年6月13日 条例第11号	○堺市保健所及び保健センター条例 昭和38年6月13日 条例第11号
第1条～第2条（略） (保健センター)	第1条～第2条（略） (保健センター)
第3条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第3条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
名称	位置
堺市堺保健センター	堺市堺区甲斐町東3丁
堺市中保健センター	堺市中区深井沢町
堺市東保健センター	堺市東区日置荘原寺町
堺市西保健センター	堺市西区鳳南町4丁
堺市南保健センター	堺市南区桃山台1丁
堺市北保健センター	堺市北区新金岡町5丁
堺市美原保健センター	堺市美原区黒山
堺市ちぬが丘保健センタ	堺市堺区協和町3丁
一	一
2 保健センターの所管区域は、規則で定める。	2 保健センターの所管区域は、規則で定める。

第4条 (略)

(使用料等の額及び算定方法)

第5条 使用料及び手数料は、別表に定めるものほか、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額の範囲内で市長が定める。

2 (略)

第6条～第7条 (略)

別表

(昭50条例34・全改、平8条例5・一改)

種別		単位	金額
使用料	ツベルクリン反応検査及び B. C. G. 接種	1件	100円以内
手数料	文書料	1通	1,000円以内

第4条 (略)

(使用料等の額及び算定方法)

第5条 使用料及び手数料は、別表に定めるものほか、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額の範囲内で市長が定める。

2 (略)

第6条～第7条 (略)

別表 (第5条関係)

(昭50条例34・全改、平8条例5・一改)

種別		単位	金額
使用料	ツベルクリン反応検査及び B. C. G. 接種	1件	100円以内
手数料	文書料	1通	1,000円以内

<議案第66号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料)</p> <p>第25条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「政令」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の一部変更承認申請手数料 1品目 90円</p> <p>(9)～(20) (略)</p>	<p>(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料)</p> <p>第25条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「政令」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第14条第13項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の一部変更承認申請手数料 1品目 90円</p> <p>(9)～(20) (略)</p>

<議案第67号 堺市立青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例>

堺市立青果地方卸売市場条例（昭和47年条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、堺市立青果地方卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び管理について、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）及び大阪府地方卸売市場条例（昭和47年大阪府条例第6号。以下「府条例」という。）に規定するものほか、必要な事項を定める。	第1条 この条例は、堺市立青果地方卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び管理について、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。
（市場施設の使用許可）	（市場施設の使用許可）
第3条 法第58条第1項の規定により許可を受けた者（以下「卸売業者」という。）は、使用する市場施設（市場内の建物その他の施設をいう。以下同じ。）について、市長の許可を受けなければならない。	第3条 市場において卸売の業務を行おうとする者（以下「卸売業者」という。）は、使用する市場施設（市場内の建物その他の施設をいう。以下同じ。）について、市長の許可を受けなければならない。
2・3 （略）	2・3 （略）
（使用許可の取消し）	（使用許可の取消し）
第4条 前条第1項又は第2項の規定により市場施設の使用許可を受けた者（以下「施設使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、市場施設の使用許可を取り消すことができる。	第4条 前条第1項又は第2項の規定により市場施設の使用許可を受けた者（以下「施設使用者」という。）が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、市場施設の使用許可を取り消すことができる。
（1）法第65条第1項又は第2項の規定により、法第58条第1項の卸売業務の許可の取消しを受けたとき。	

(2) 府条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(施設使用者の管理義務)

第7条 (略)

2 施設使用者が故意又は過失により市場施設を破損又は滅失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(監督処分)

第12条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 法第65条第2項の規定により、卸売業務の全部又は一部の停止を命じられたとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、府条例若しくはこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(施設使用者の管理義務)

第7条 (略)

2 施設使用者が故意又は過失により市場施設を破損し、又は滅失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(監督処分)

第12条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に定めるもののほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

〈議案第68号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例〉

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）新旧対照表

現行	改正後（案）
第1条～第4条（略） (補償基礎額)	第1条～第4条（略） (補償基礎額)
第5条（略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断により疾病的発生が確定した日において、当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 (2) 支援隊長等又は消防作業従事者若しくは救急業務協力者（以下「消防作業従事者等」という。）が公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>8,800円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められると	第1条～第4条（略） (補償基礎額) 第5条（略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断により疾病的発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において、当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 (2) 支援隊長等又は消防作業従事者若しくは救急業務協力者（以下「消防作業従事者等」という。）が公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>8,900円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められると

きは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員、支援隊長等又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他の生計の途がなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

第6条～第12条 (略)

(遺族補償年金)

第13条 (略)

2 消防団員等の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向って、その子は、消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。

3 (略)

第14条～第34条 (略)

きは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員、支援隊長等又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計の途がなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

第6条～第12条 (略)

(遺族補償年金)

第13条 (略)

2 消防団員等の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かって、その子は、消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。

3 (略)

第14条～第34条 (略)

附 則

第1条～第4条 (略)

(障害補償年金前払一時金)

第5条 (略)

2～4 (略)

5. (略)

(1) (略)

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支

附 則

第1条～第4条 (略)

(障害補償年金前払一時金)

第5条 (略)

2～4 (略)

5. (略)

(1) (略)

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該

給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第6条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2～6 (略)

7 (略)

(1) (略)

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて

終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第6条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2～6 (略)

7 (略)

(1) (略)

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経

得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

第7条～第9条 (略)

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円
班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円

備考

- 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 (略)

過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

第7条～第9条 (略)

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

備考

- 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 (略)

<報告第5号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について>

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
1～26 (略) 【新設】	附 則 1～26 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u> 27 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支給を受けている被保険者（附則第30項及び第31項において単に「被保険者」という。）が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染し、又は発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間の末日までの間のうち労務に服することを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 28 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間に支給を受けた給与等の額
【新設】	

【新設】

【新設】

の合計額を就労日数で除して得た額（その額に5円未満の端数があるときにはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときにはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する額（その額に50銭未満の端数があるときにはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときにはこれを1円に切り上げた額）とする。ただし、当該傷病手当金の額が、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級に対応する標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に5円未満の端数があるときにはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときにはこれを10円に切り上げた額）の3分の2（その額に50銭未満の端数があるときにはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときにはこれを1円に切り上げた額）に相当する額を超えるときは、当該3分の2に相当する額とする。

29 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

30 被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合において、当該被保険者のうち、給与等の全部又は一部の支給を受けることができる者については、当該給与等の支給を受けること

ができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その支給を受けることができる給与等の額が、附則第28項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する適用期間)

3.1 附則第27項から第32項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から規則で定める日までの間である被保険者について適用する。

令和2年第2回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表
(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

令和2年5月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-20-0117

